



加入者の皆さま

# 登録済データ全体のチェックについて よくある質問を紹介します

この度は、厚生労働省からの依頼のもと、当健保組合が実施する『登録済データ全体のチェック』にご協力いただき誠にありがとうございます。

本リーフレットでは、よくある質問・疑問についてご紹介いたします。ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、マイナンバー制度に関することに質問等がある場合には、恐れ入りますが、**国民向けマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)**までお問合せいただきますようお願いいたします。



## Q 今回の通知は、どのような基準で確認対象者が選ばれたのでしょうか？

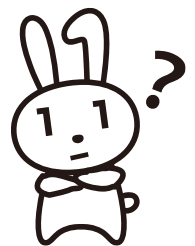
A 国が実施するマイナンバー確認作業の一環として、健保組合の保持している加入者情報(健康保険証記載情報と同一)と住民基本台帳の情報を突合し、「漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所」(5情報)のいずれかにおいて、不一致が生じた方が対象となります。

### 全件チェックのイメージ



## Q 5情報のうち何が、どう違っていたのか、教えてもらえますか？

A 健保組合の確認で、これまで事業主を経由して届出いただいていたご本人様の情報と照合したところ、5情報について一致が困難であり、現情報の正確性が担保できないと判断したため、厚生労働省の通知に基づきご本人様へ直接確認のお願いをしています。そのため、健保組合からご本人様へ「どの項目で、どのような不一致が生じているか」等について、あらかじめお知らせすることができません。ご了承いただきますようお願い申し上げます。



5情報のいずれかが不一致であるため、医療情報の閲覧を一時的に停止しております。すみやかに確認票などをご返送いただき、正しい情報を確認させていただきますようお願い申し上げます。

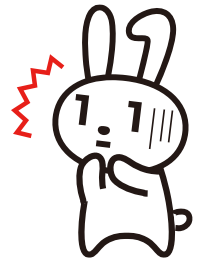


健康保険組合連合会

東京都情報サービス産業健康保険組合

## Q 「医療情報が閲覧されないよう一時的に閲覧を停止」と記載がありますが、どういうことですか？

A 念のため、医療機関やご本人のマイナポータルで医療情報(薬剤・特定健診・診療行為・医療費通知)の確認ができない状況になっています。  
マイナポータルで医療情報が閲覧できないことから、マイナポータルを活用した所得税確定申告手続(医療費控除)も実施することができないことから、大変お手数おかけしますが、お早めのご提出をお願いいたします。



なお、お手元に「マイナンバー連絡票」が届いた方は、資格情報も一時的に停止されているため、マイナ保険証を窓口で使用できません。お早めに書類の返送をお願いします。

## Q 閲覧はいつから停止されているのですか？ また、閲覧停止が解除された場合には、通知がありますか？

A 閲覧停止は、**11月末**をもって実施機関(社会保険診療報酬支払基金および国保中央会)が行っています。  
閲覧停止の解除は、ご本人様から連絡票等のご提出をいただき、健保組合から実施機関へ報告を行う手続きが必要となります。閲覧停止を解除した場合の通知はありませんので、マイナポータルの「わたしの情報」にて閲覧状況をご確認ください。



### 確認方法



**1** マイナポータルにログインします。



**2** ログイン後、画面下部の「注目情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。



**3** 健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

※令和5年8月8日第2回マイナンバー情報総点検本部資料一部加工

「登録済データ全体のチェック」についてよくある質問は、チャットボットで確認ができます。  
詳しくは、以下の二次元コードから確認してください



「登録済データ全体のチェック」について気になることがあったらチャットボットに聞いてみましょう！！



チャットボットの情報は、常時更新されていきます！